

動力及び照明用変圧器の温度上昇限度に関する事項

改正規則等

鋼船規則 H 編

鋼船規則検査要領 H 編

改正事項

動力及び照明用変圧器の温度上昇限度に関する事項

改正理由

現在、本会規則における回転機等、一般の電気機器の基準周囲温度は、通常 45℃と規定するとともに、一部内航船等においては当該温度を 40℃まで変更できる規定となっている。しかしながら、変圧器の要件においては、40℃以下の変更ができるような規定となっていることから、一般の電気機器として要件の整合を図るよう見直す必要が生じている。

更に、配電系統の高電圧化等により、今後冷媒によって温度上昇を抑える変圧器の採用の増加が予想されるため、これに対応できるよう冷媒に関する温度補正規定を新たに設ける必要が出てきている。

今般、他の一般の電気機器に対する規定を参考に関連規則を改めた。

改正内容

- (1) 変圧器において、基準周囲温度が 45℃と異なる場合の補正方法を改めた。
- (2) 冷媒による冷却装置を備えた変圧器の温度補正に関する規定を定めた。